

隠岐空港における A2-BCP

令和 2 年 3 月作成

令和 2 年 9 月最新改正

隠岐空港における A2-BCP 協議会

隠岐空港 A2-BCP 改正一覧

改正番号	改正年月日	改正概要
1	2020(R2).9.23	「感染症まん延時の対応計画」を追加

目 次

1. はじめに
2. A2-BCP の構成
3. 被害想定
4. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定
5. A2-HQ（A2-BCP-Headquarters：総合対策本部）の設置
6. B-PLAN（Basic Plan：基本計画）
 - 6－1. 滞留者対応計画
 - 6－2. 早期復旧計画
7. S-PLAN（Specific-Functional Plan：機能別の喪失時対応計画）
 - 7－1. 電力機能喪失時対応計画
 - 7－2. 通信機能喪失時対応計画
 - 7－3. 上下水道機能喪失時対応計画
 - 7－4. ガス供給喪失時対応計画
 - 7－5. 燃料確保計画
 - 7－6. 空港アクセス喪失時対応計画
 - 7－7. 感染症まん延時対応計画
8. その他必要に応じて策定する計画

8－1．貨物施設復旧計画

9．外部機関との連携

10．情報発信

11．訓練計画

12．各施設の担当部署と技術者の配置状況

1. はじめに

平成 30 年 9 月、関西空港では台風 21 号による滑走路や旅客ターミナルビル等への大規模浸水や連絡橋への船舶の衝突等、新千歳空港では北海道胆振東部地震による旅客ターミナルビルへの電力供給の停止等、これまでわが国の空港として経験したことのないような大規模な自然災害が発生した。

これにより、我が国の航空ネットワークを維持するために空港の関係機関が個別に対応するのではなく、空港全体として一体となって対応していくための計画として、各空港において「A2 (Advanced/Airport) -BCP」を策定することが盛り込まれ、自然災害に強い空港づくりを目指していくこととなった。

隠岐空港における「A2-BCP」は、地域防災計画で想定されているレベルの自然災害を対象としつつも、これまで経験したことのないレベルの自然災害やそれに伴う外部からのリスクについても対応する必要があることから、空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」及び航空ネットワークを維持するための滑走路・旅客ターミナルビル等への空港施設の「早期復旧計画」からなる基本計画 (B-PLAN) に加え、空港を機能させるために必須となる「電力」、「通信」、「上下水道」、「ガス」、「燃料」、「空港アクセス」といった 6 つの機能別の喪失時対応計画 (S-PLAN)、及び「貨物施設復旧計画」を策定し、自然災害に強く地域防災の拠点となる隠岐空港を目指していく。

2. A2-BCP の構成

以下項目のとおりとなる。

3. 被害想定

4. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

5. A2-HQ（A2-BCP-Headquarters：総合対策本部）の設置

6. B-PLAN（Basic Plan：基本計画）

6－1. 滞留者対応計画

6－2. 早期復旧計画

7. S-PLAN（Specific-Functional Plan：機能別の喪失時対応計画）

7－1. 電力機能喪失時対応計画

7－2. 通信機能喪失時対応計画

7－3. 上下水道機能喪失時対応計画

7－4. ガス供給喪失時対応計画

7－5. 燃料確保計画

7－6. 空港アクセス喪失時対応計画

7－7. 感染症まん延時対応計画

8. その他必要に応じて策定する計画

8－1. 貨物施設復旧計画

9. 外部機関との連携

10. 情報発信

11. 訓練計画

12. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

3. 被害想定

(1) 地震及び津波

1) 想定規模

「隠岐の島町地域防災計画」によると隠岐の島町での地震動予測では想定されるい
ずれの地震の場合においても震度3以下となっているが、想定外の規模の地震及び津
波が発生した場合の対策についても留意しておく必要がある。

そこで本 BCP においては近年国内で発生した大規模な地震及び津波が発生した場
合を想定し、各対策を定める。またこれらの地震災害の教訓を反映するものとする。

2) 想定される被害状況

・旅客・送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及び周辺住民等を合わせ、
空港内で夜間を過ごす滞留者が 500 人発生。

・旅客ターミナルビル及び空港内各施設は構造部分に被害はないが、非構造部材（天
井板、空調ダクト、窓ガラス等）の損傷、自動販売機や物販棚等の転倒による被害発

生。

- ・滑走路、誘導路等の基本施設は、応急補修が必要なクラックが発生。
- ・空港連絡バスは運休、西郷大橋が損傷したことによる交通規制等により、空港周辺に渋滞が発生。
- ・電力は中国電力からの供給は継続しているが、空港内受配電設備の一部損傷による停電が発生。
- ・ガスは施設点検による供給停止、上水は断水、下水は使用不可、通信回線は電話回線（固定、携帯）が利用しづらい状況が発生。

（２）悪天候等

１）想定規模

大雨：80mm/h の集中豪雨が１時間継続、または連続雨量 300mm 以上

暴風（台風）：最大風速 50m/s、暴風圏内 5 時間継続

積雪：30cm

２）想定される被害状況

- ・大雨により空港アクセス道路において土砂崩れが発生。
- ・強風により航空機の離着陸ができず、出発便の欠航及び到着便の他空港へのダイバートが発生。
- ・空港連絡バスは運休、空港周辺道路における土砂崩れや倒木等の発生により町内へ

のアクセスが遮断。

- ・電力は電柱の倒壊、電線の切断等により中国電力からの供給が停止。

- ・ガスは施設点検による供給停止、通信回線は固定電話回線が電柱の倒壊等により、携帯電話回線は周辺基地局の障害により、それぞれ利用しづらい状況が発生。

- ・旅客、送迎等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員及び周辺住民等を合わせ、空港内で夜間を過ごす滞留者が発生。

4. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) 滞留者（空港内に避難した周辺住民を含む）の安全・安心の確保

発災後、空港へのアクセスが途絶えたとしても、72 時間空港内に滞在することが可能となるよう、滞留者の安全安心を確保する。

- 1) 発災後も通常の電源供給範囲の 80%程度、上下水道は通常のサービスレベルを維持する。

- 2) 発災時に空港内に残っている空港利用者が空港外に移動・避難するまでの必要な非常食（72 時間分）及び通信（携帯電話、Wi-Fi）の確保。

(2) 背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- 1) 大規模地震により被災した場合には、72 時間以内の運用再開を目指す。

- 2) 特別警報級の気象（大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、大雪）により被災した場

合には、天候が回復後 72 時間以内の運用再開を目指す。

5. A2-HQ (A2-BCP-Headquarters : 総合対策本部) の設置

(1) A2-HQ の設置

隠岐空港において設置基準に達する自然災害が発生した場合においては、発災後速やかに隠岐空港に A2-HQ を設置する。ただし空港管理所長は、設置基準によらず、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合で、空港の機能維持・復旧等について関係者との総合的な調整が必要と認める場合は、A2-HQ を設置し必要な関係者を招集することができる。なお、A2-HQ の事務局は島根県隠岐空港管理所が担うこととし、設置場所は隠岐空港会議室とする。

A2-HQ の設置基準

- 1) 地震 : 隠岐の島町岬町または隠岐空港で震度 6 弱以上の地震が発生した場合は自動参集する。
- 2) その他自然災害 : 空港管理所長の判断により A2-BCP が発動された時。

(2) A2-HQ の構成機関

【構成機関】

島根県隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所

(株) 一畑トラベルサービス 隠岐空港所

(株) セノン 隠岐空港保安隊

(株) セノン 隠岐空港消防隊

隠岐の島警察署 隠岐空港派出所

【関係機関（必要に応じて以下の機関を招集する）】

島根県隠岐支庁県土整備局、隠岐の島町、島根県警察本部、島根県防災航空隊、島

根県医師会、(有) 早川電機、中国電力（株）、隠岐一畑交通（株）等

(3) A2-HQ の役割

A2-HQ は次の事項を行う。

1) A2-HQ の決定に係る事項

- ①自然災害に関する情報の一元的な収集、記録・整理、関係機関等への発信
- ②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
- ③決定事項に基づく関係機関への支持・要請
- ④被災・復旧状況に応じた外部機関等への各種要請
- ⑤運航状況の把握

2) A2-HQ と関係機関との情報共有

A2-HQ は、島根県及び隠岐の島町と連携を図るため、空港の被害状況、空港滞留者及び空港への避難者の状況を関係機関等より情報収集を行い、把握した後は島根県、隠岐の島町及び国土交通省航空局と情報を共有する。特に国土交通省航空局に対しては発災後の現状や被害状況等についての連絡（第一報）を職員の安全を最優先にしつつ、遅くとも 15 分以内に行う。

また島根県及び隠岐の島町と連携して、空港周辺の交通施設等（道路、橋梁等）の被害状況を把握する。

6. B-PLAN（Basic Plan：基本計画）

6－1. 滞留者対応計画

1) 被害想定

何らかの自然災害の発生により道路が通行止めとなり、隠岐空港内に旅客、送迎客、近隣住民等の滞留者が最大 500 名発生し、最大 72 時間滞在することを想定する。

2) 行動目標

- ・発災後 1～2 時間で空港内旅客の避難を完了させるとともに、死傷者等の人数把握については打撲や切り傷程度の軽症者を除き 1 時間以内に対応にあたり、3 時間以内に空港の滞留者数を把握する。

- ・空港内の滞留者に対して、運航情報、二次交通、代替交通手段等の情報の周知を徹底する。

- ・発災後 3 日間（72 時間）滞留者が空港内で滞在できるよう、想定される最大空港滞留者数に対応した備蓄品（非常食、毛布、簡易トイレ等）を確保する。

- ・通信環境確保の観点から、Wi-Fi 環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境を提供する。

- ・滑走路・保安施設の安全確認が取れ次第、発災後 24 時間以内に緊急物資の受け入れを開始する。

- ・滑走路・保安施設の安全確認が取れ、民間航空機の運航が再開後（発災後 72 時間以内）速やかに非島民日本人や在日外国人について、旅客の目的地となる空港へ輸送し、隠岐空港から脱出させる。

6－2．早期復旧計画

1）被害想定

何らかの自然災害の発生により、滑走路等へのクラック等が発生し、航空機の離着陸が不可能な状態となる。

2）行動目標

- ・発災後、極めて早急に参集が指定された職員は空港内に参集する。

- ・被災後極めて早急に救急・救命活動の拠点機能を復旧させる。
- ・発災後または災害沈静後、24 時間以内に①緊急物資・人員輸送の受入機能の復旧、②民間航空機の運航が可能となる機能を復旧させる。
- ・発災後又は災害沈静後、3 日（72 時間）以降、民間航空機の運航を順次再開させる。

7. S-PLAN（Specific-Functional Plan：機能別の喪失時対応計画）

7－1. 電力機能喪失時対応計画

1) 被害想定

自然災害による機能停止は想定されていないものの、何らかの外的要因により、隠岐空港への電力供給（通常系統及び予備系統）が寸断され、その復旧に 3 日間を要する場合を想定する。

2) 行動目標

- ・発災後、通常系統及び予備系統が寸断される状況を想定し、即座に非常用電源設備へ切り替える。
- ・発災後 3 日（72 時間）以内に民間航空機の運航が可能となるよう、空港滞留者の滞在エリアだけではなく、管制・保安設備等も確実に機能している状態にする。

- ・通常系統及び予備系統が復旧する目安である 3 日間（72 時間）の電力を確

実に確保するため、非常用電源設備が 72 時間稼働可能な燃料を確保する。

7－2．通信機能喪失時対応計画

1) 被害想定

自然災害の発生により、固定電話及び携帯電話（音声通話機能）の通信

規制が行われ、通話が困難な状況となることを想定する。

2) 行動目標

- ・発災後 A2-HQ を設置し、隠岐空港内の通信状態を確認するとともに、通信

障害が発生している場合には、当該通信事業者に対して復旧作業を要請する。

- ・発災後、音声通話が集中することによる通信規制は、数時間後には緩和され

ることによりターミナルビルに配備されている固定電話や携帯電話の音声通

話機能は順次回復する。

- ・通信障害が発生している場合は、24 時間以内に通信障害の原因究明及び復

旧作業を完了することにより、特にターミナルビル内の滞留者が何らかの手段

により、通信ができる環境まで回復する。

7－3．上下水道機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- ・自然災害の発生により、空港まで及び空港内の送水管もしくは空港ターミナルビル内の排水管等の管路に障害が発生する可能性を想定する。

- ・空港内の滞留者は、周辺交通インフラ等の復旧目安である 3 日間 (72 時間) 空港内で滞在することを想定する。

2) 行動目標

- ・上水が復旧する目安である 3 日 (72 時間) 分の飲料水を確実に確保する。

- ・簡易トイレや仮設トイレ、マンホールトイレ等も同様に 3 日 (72 時間) 分を確実に確保する。

- ・発災後 72 時間以降の飲料水を確保するため、給水車等の手配を行う。

7-4. ガス供給喪失時対応計画

1) 被害想定

- ・自然災害の発生により、ガス供給事業者の拠点及び空港までの供給管、もしくは空港ターミナルビル内の供給管等に障害が発生する可能性を想定する。また供給管等の破損によるガス漏れも想定する。

- ・空港内の滞留者は、周辺交通インフラ等の復旧目安である 3 日間 (72 時間) 空港内で滞在することを想定する。

※ガスの供給はターミナルビル内のみ。

2) 行動目標

A2-HQ においてガスの供給状況を確認するとともに、供給に支障が発生している場合には、ガス供給事業者に対して復旧作業を要請し、72 時間以内に復旧を完了させる。

7－5．燃料確保計画

1) 被害想定

何らかの自然災害発生により隠岐空港への電力供給（通常系統及び予備系統）が寸断され、その復旧に 3 日間を要すると想定。

2) 行動目標

- ・ 発災後、通常系統及び予備系統が寸断される状況を想定し、航空機及び GSE 車両等への燃料供給を継続できるよう必要な体制を整える。

- ・ 通常系統及び予備系統が復旧する目安である 3 日間（72 時間）非常用電源を稼働させるために必要な燃料を確保する。

- ・ 電力供給発災時 3 日（72 時間）以内に民間航空機の運航が可能となるよう、既存の A 2－HQ の燃料供給スキームによる航空機の運航に必要な GSE 車両等の燃料確保を検討する。

7－6．空港アクセス喪失時対応計画

1) 被害想定

自然災害の発生により空港アクセス事業者（バス、タクシー等）の機能停止を想定。

2) 行動目標

・発災後、空港アクセス事業者との連絡体制を構築し、道路等の被害状況、復旧計画の状況及び復旧の情報を集約・分析し、必要に応じて通常の運行路線を代替するアクセス機能の回復に向けた調整を開始する。

・発災後 3 日（72 時間）の民間航空機の運航再開にあわせてアクセス機能を回復させ、隠岐空港と島内各地域との輸送が可能な状態とする。

7－7．感染症まん延時対応計画

1) 被害想定

・国内における全人口の 25%が感染症に罹患し、流行の波が約 2 か月継続し、流行の波が 2～3 回程度発生する。

・発症者、濃厚接触者の外出自粛が要請され、職員の出勤が困難になる事態が発生。

- ・感染症罹患者又は濃厚接触者に該当するとされた職員の職場復帰に要する日数は 14 日程度。

- ・感染症罹患者又は濃厚接触者によるピーク時における欠勤率は、職員全体の 40%程度。

2) 行動目標

- ・国内又は国際線の就航先である外国で新型インフルエンザ等感染症が発生した場合、職員に対してマスクの着用を義務づけるとともに、空港内の各事務所、事業所、旅客ターミナルビル等の必要と思われる場所に消毒液を設置する等、必要と考えられる感染拡大防止対策を講じる。

- ・空港管理所、航空運送事業者、グランドハンドリング事業者等の事業継続計画に、各所属の職員の欠勤率がピーク時の場合を含め、空港機能を確保するため必要な業務の内容及びそれに適用しうる最低限必要な人員計画を予め定めておく。

- ・感染症防護用具の備蓄。

8. その他必要に応じて策定する計画

8－1. 貨物施設復旧計画

9. 外部機関との連携

【島根県隠岐支庁県土整備局 隠岐空港管理所】

- ・ 県医師会との協定
- ・ 災害時における飲料水、食料の提供及び調達に関する協定
- ・ 訪日外国人旅行者に対する対応
- ・ 仮設トイレの優先供給契約
- ・ 仮設トイレのし尿処理契約
- ・ 石油取扱事業者との優先供給契約

10. 情報発信

- ・ 広報に必要な情報を各事業者等から A2-HQ に情報を集約する。
- ・ A2-HQ 及び関係機関間の情報共有方法として、電話による連絡体制を主としてメール・リングリストでの情報発信を活用する。
- ・ 空港利用者に対して、アクセス事業者、航空会社、県管理所等の HP、SNS を活用するとともに、管内道路カメラ、外国人对応職員の配置、多言語メガホン等の活用による情報を図る。
- ・ A2-HQ が広報する資料を空港関係者と共有し、情報提供に係る一貫性の確保を図る。

1 1. 訓練計画

- ・ 隠岐空港管理所が訓練の企画・立案を行い、定期的に関係機関との合同訓練を実施する。訓練結果をふまえ、必要に応じて本 A2-BCP の見直しを行う。
- ・ 非常用発電発動装置等の機器の定期的な動作チェックを実施する。

1 2. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

各施設の機能維持や早期復旧を担う組織体制の明確化

【施設の機能維持及び早期復旧担当機関】

- (1) 基本施設（滑走路、誘導路、エプロン）：隠岐空港管理所
- (2) 機械施設（発電設備等）：隠岐空港管理所
- (3) 無線施設：隠岐空港管理所
- (4) 灯火・電気施設：隠岐空港管理所
- (5) 空港ターミナルビル：隠岐空港管理所
- (6) 給油施設：(株) 一畑トラベルサービス隠岐空港所